【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年６月26日
【会社名】	日本ピストンリング株式会社
【英訳名】	Nippon Piston Ring Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　山本 彰
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
【電話番号】	048(856)5011(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長　安田　忠生
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
【電話番号】	048(856)5011(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長　　安田　忠生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、平成27年６月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年６月25日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金６円（普通配当５円、記念配当１円）

第２号議案 株式併合の件

平成27年10月１日を効力発生日として、普通株式10株を１株に併合する。

第３号議案 定款一部変更の件

①当グループの事業の現状に則し、その新たな事業内容の明確化を図るため、現行定款第２条に定める目的を変更するもの。

②第２号議案の株式併合の件が可決された場合には、会社法第182条第２項に基づき、現行定款第６条に定める発行可能株式総数が株式併合の効力発生日に現行の195,450千株から10分の１の19,545千株へ減少したものとみなされるため、発行可能株式総数を19,545千株に変更するもの。

第２号議案に係る株式併合に伴い、現行定款第８条に定める単元株式数を1,000株から100株に変更するもの。

本定款第６条および第８条の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成27年10月１日をもって生じる旨の附則を設け、効力の発生をもって、これを定款から削除すること。

第４号議案 取締役４名選任の件

取締役として、高橋輝夫、藤田雅章、川橋正昭および南雲良介を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	無効数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第１号議案 剰余金の処分の件	52,136	136	0	8	(注) 1	可決　98.91%
第２号議案 株式併合の件	52,019	253	0	8	(注) 2	可決　98.68%
第３号議案 定款一部変更の件	52,071	200	0	9	(注) 2	可決　98.78%
第４号議案 取締役４名選任の件					(注) 3	
高橋　輝夫	52,013	258	0	9		可決　98.67%
藤田　雅章	52,019	252	0	9		可決　98.68%
川橋　正昭	52,060	211	0	9		可決　98.76%
南雲　良介	52,086	185	0	9		可決　98.81%

(注) １．出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分、及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上